

議案第五十六号

杉並区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に關し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第二条 地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 複写機、印刷機等の事務用機器、電子計算機等の情報処理用機器その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

二 役務の提供を受ける契約で、次に掲げるもの

ア 前号に規定する物品の運用業務又は保守業務の委託契約

イ 業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用を必要とする業務の委託契約

ウ 業務を履行するに当たって専門的な資格、知識又は技術を必要とする業務の委託契約

エ アからウまでに掲げるもののほか、庁舎等の施設の管理業務又は運営業務の委託契約、電話交換業務の委託契約その他の年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある契約

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

(提案理由)

長期継続契約を締結することができる契約を定める必要がある。